

審査基準整理票

処分名	国民健康保険特定疾病の認定		
根拠法令名	国民健康保険法施行令	第29条の2第8項	
基準法令名	健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（昭和59年厚生省告示第156号）		
所管部署	健康保険部 保険年金課 資格給付係		
標準処理期間	1日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>国民健康保険特定疾病の認定は、基準法令名の欄に掲げる告示のとおりとする。なお、当該告示等が記載された図書は担当課において備え置く。</p> <p><参考></p> <p>【根拠法令】</p> <p>国民健康保険法施行令 （月間の高額療養費の支給要件及び支給額） 第二十九条の二 1～7 略</p> <p>8 被保険者が健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第一項第一号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。